

## 令和2年第2回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和2年3月10日（火曜日）

### 出席委員（6名）

委員長	実川圭子君	副委員長	木戸岡秀彦君
委員	上林真佐恵君	委員	中村庄一郎君
委員	森田博之君	委員	大川元君

### 欠席委員（なし）

### 委員外議員（2名）

議長	中間建二君	6番	尾崎利一君
5番	森田真一君		

### 議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

### 出席説明員（5名）

副市長	小島昇公君	市民部長	村上敏彰君
福祉部長	田口茂夫君	保険年金課長	岩野秀夫君
障害福祉課長	小川則之君		

### 会議に付した案件

- (1) 第14号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (2) 2第3号陳情 国民健康保険税の値上げを行わず、引き下げるよう求める陳情
- (3) 2第1号陳情 東大和市手話言語条例に関する陳情

午前 9時29分 開議

○委員長（実川圭子君） ただいまから令和2年第2回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（実川圭子君） 初めに、第14号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） おはようございます。

それでは、何点か質疑をさせていただきたいと思います。

まず初めに、国民健康保険の広域化によりまして、令和5年度までに赤字解消のために取り組んで3年目になりますけれども、これまで行ってきました国民健康保険急増抑制の取組についてお伺いをしたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険の財政健全化計画を遂行するに当たりまして、この2年間で取り組んだものとしたしましては、まずは医療費の適正化が挙げられます。

従前より実施しておりました糖尿病等重症化予防事業やジェネリック医薬品差額通知事業につきましては、積極的な取組を現在も継続しているところでございますが、そのほか新たに開始した取組といたしまして、主なものとしたしましては、レセプトデータを活用いたしました低栄養防止等フレイル対策、COPD慢性閉塞性肺疾患啓発事業を実施いたしました。

また、残薬バッグの作成、配布によります残薬の活用、特定健康診査等の受診に資するインセンティブとして、東大和市 Rond みんなの体育館の無料体験を提供いたします連携事業を開始いたしました。

これらの取組の多くは保険者努力支援制度の交付金等の評価対象となっております。得られた交付金は保険税率等の抑制に活用しているところでございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 昨年もお話をさせていただきましたけれども、今の説明でありました今年度の取組でレセプトデータを活用した新たな事業として低栄養防止等フレイル対策、COPD慢性閉塞性肺疾患の啓発事業についてですけれども、現状の効果について分かるところの範囲でお伺いをしたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 平成31年度に新規で開始したものでございますので、医療費適正化の効果といたしましては現在確認しているところではございますが、この事業につきましては、平成31年度に東京都の交付金を申請してございまして、両事業合わせて約110万円、10分の10の交付が受けられる見込みとなっているところでございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） この事業に関して見込みと現実問題でのギャップはあるのでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） まだ年度内での交付金の決算が終わっていませんので、ほぼ110万入ってくるという見込みの段階ではございます。改めて決算時には報告できるかと思えます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） また、新たな新規の取組として特定健康診査並びに受診勧奨通知の発送に関して、独居高齢者に対して通知内容を特化した受診率の向上、またひきこもり解消を図るということですが、これに関してはどのような内容で対象者はどのぐらいいるのか、お伺いをしたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 独居高齢者に対する通知内容につきましては、今後具体的なものを検討していくこととなりますが、例えば独居の状態健康を損ねることやひきこもり状態が続くことのリスクを啓発いたしまして、そこで特定健康診査の受診を勧奨するということが考えられるかと考えております。

また、対象者数といたしましては、現状の被保険者数から65歳以上を想定した場合なんですが、600世帯程度と把握してございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

今後とも高齢者が増えていくので、実際世帯が増えていくと思いますけれども……続いて国民健康保険税の改定率についてですけれども、初年度は6.25%、2年度は6.08%ということで、3年目は5.45%ということなんですけれども、3年目、5.45%になった要因と平成31年度——昨年と比べてどの程度になるのか、お伺いをしたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 令和2年度、5.45%になりました要因といたしまして、これまで申しあげました医療費適正化の取組ですとか交付金獲得による取組によるもの以外に東京都の補助金、これの算定基準見直しによりまして3,000万円が投入できましたこと、また収納率を見直したことで約3,400万円の効果が上げられたことが考えられるかとございます。

保険者努力支援制度による交付金につきましても、当初予算ベースの比較となりますが、令和2年度は約2,800万を見込み、平成31年度との比較で申し上げますと900万程度の増となっております。これらによる効果も得られているものと考えてございます。

結果といたしまして、6.08から5.45と上げ幅、抑制されております。これらの医療費適正化の効果、もしくは交付金等の保険税抑制効果というのが挙げられるかと考えてございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） それと収納率の見直しですけれども、効果として3,400万としておりますけれども、どのように現在取り組んで、また今後取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 収納率向上に資するものとして、保険税の収納を口座振替で行うよう、国民健康保険の窓口ですとか国保だよりにおいて、ペイジーの案内の強化、PRを行ってるところでございます。

また、納税課からの報告によりますれば、窓口委託以降、現年分の保険税収納率が向上されておまして、窓口委託による効果があったものと認識してございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） あと、7割、5割、2割の均等割の軽減ですけれども、5割、2割の均等割軽減の対象が拡大されたということで、より低所得者の配慮に対象世帯が拡大されるということでした。中間所得層への保険税の負担も軽減されるということですが、これに関してはどのようになっているのか、また対象者の数はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 現行の5割の均等割軽減の基準額につきましては、基礎控除額に対しまして28万円に被保険者数を乗じた額を加えたものがその基準額となりますが、この28万円が令和2年度、28万5,000円に拡大されます。

現行の2割の均等割軽減の基準額につきましては、被保険者に乗すべき額が51万円となっておりますが、こ

の額が令和2年度、52万円に拡大される見込みでございます。

対象者数につきましては、平成31年度当初課税ベースとなりますが、5割軽減が1,344世帯、2割軽減が1,448世帯と見込んでおります。

対象世帯の拡大によりまして影響を受ける世帯は、全体で72世帯の見込みと考えてございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） これに関しては、より一層、低所得者拡大に取り組んでいただきたいと思うんですけども、他市の状況についてお伺いをしたいと思うんですけども。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 赤字補填繰入れに係るところの他市の状況ということでお答えさせていただきます。

赤字補填繰入れにつきましては、それぞれの市の考えによりまして赤字補填繰入れの解消を計画しておりますことから、解消期間につきましてもまちまちでございます。

しかしながら、当市は平成29年度中に、議員の皆様の御理解を頂きまして、国の特例基金が設けられております令和5年度までに赤字補填繰入れを解消することといたしました。当時、解消年度を定めない定性的な財政健全化計画を策定していた市も多々ございましたが、現状では八王子市や東久留米市が当市と同様の令和5年度までの赤字補填繰入れ計画を解消しているものと認識してございます。

確実に申し上げることが出来ますのは、国は赤字補填繰入れを行っている全自治体に対しまして解消年度と解消に向けた実効的、具体的な手段を計画し提出することを求めています。都道府県におきましては、この計画を公表することとされております。このことから、今後、赤字補填繰入れを行っている全ての自治体が国民健康保険の財政健全化に継続的に取り組むこととなるものと考えてございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） 2つほどさせていただきたいと思います。

市民の方々の代表で構成されております国民健康保険運営協議会というのがあると思います。今回の保険税率等の改定につきましても、市の運営協議会に諮問されておりますけれども、委員の方、特に被保険者代表からはどのような意見が出されたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 市の国民健康保険運営協議会におかれましては、1月21日の諮問の際、それから1月31日の答申案協議の際に御審議いただき、またこの間に委員の方からの御意見を募りました。

主な御意見といたしましては、東京都の補助金の活用や保険税積算に用いる収納率の見直しによって保険税率改定の上げ幅を抑制したことにつきまして、一定の評価を頂いたところでございます。

また、均等割の見直しにつきましても、今後の社会保険適用拡大に係る影響を見据えまして、国民健康保険に残った所得がある世帯に負担がかかることの影響が大きい点について御意見を頂きました。

被保険者代表の委員からは、被保険者以外の市税を含む一般会計からの赤字補填を行うことは受益と負担の均衡を逸するものであり、国民健康保険制度の自立を損なう要因になるから国民健康保険の財政を健全化すべきとの御意見、また均等割を上げたことといたしましても、まだ近隣市の均等割の中では東大和市は低いほうであることの理解を得る御意見を頂いております。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、国民健康保険の財政健全化について、東大和市は6年間で赤字補填の繰入れを解消する計画とし

ておりますけれども、他市と同様に6年で解消に取り組んでいるところがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 当市と同様に令和5年度までに赤字補填繰入れに取り組んでる市といたしましては、繰り返してなってしまいますが、現状で確認し得る限りといたしましては、八王子市、東久留米市がございまして。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** それでは、何点か伺います。

先ほどから、6年間で赤字解消するというところでほかの方も質疑をされていますけれども、これは加入者の皆さんから見れば、6年間かけて毎年値上げをしていくっていうそういう計画だというふうに思いますので、市がそういう計画を進めるに当たって、市民生活がどういうふうになってるのかということをやっぱりきちんと認識する必要があるというふうに思います。

ということで聞くんですけども、一昨年の1年目のときも、去年の2年目のときも、私は繰り返し言うては、やっぱり市民生活厳しくなってるっていうのが私は実情だと思っていますので、さらに昨年、消費税10%っていうことがあって、また今、新型肺炎の影響っていうことで、こうしたことが市民生活にどういう影響を与えてるのかということ市がきちんと認識する必要があると思いますので聞きますけれども、まず1つは、昨年10月期ですね、10%増税になってから昨年10月期から12月までの実質GDPの成長率、それから今のこの新型肺炎が市民生活に与える影響について市がどのように認識してるのかを伺います。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** GDPに関するところになります、内閣府が9日に発表いたしました令和元年10月期から12月期の実質GDP成長率の改定値、これにつきましては前期比で1.8%の減、年率換算で7.1%の減と認識してございます。

新型コロナウイルスの感染拡大につきましては、現在動向を注視してるところでございます。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

GDPについては、速報値で年率換算6.3%マイナスってことで、これかなり衝撃的な数字だというふうに新聞とかでも読みましたけれども、その後さらに昨日、改定値がさらに出て下方修正されたっていうことで、この影響本当に大きいと思います。

それから、昨日の日経新聞では、企業の2月の倒産件数も前年比から11%増えた、651件ですかね。特に消費税の引上げの影響が懸念される小売業で増えてるってことで、私も市内の小売業の方でやっぱり昨年末から今年にかけてお店畳んだっていうお話も幾つか伺ってまして、やっぱりかなり市民生活に影響与えてるっていうふうに思います。

この新型肺炎の影響も、イベントなんか中止になって、音楽とか演劇に関わる方なんかはそこで一切収入が絶たれるとかいうふうなことにもなってますし、もちろん自営業の飲食店だとかそういうところに与える影響もかなり大きいんじゃないかということで、本当に今後まだこれ収束が全然見えない中で、今後本当に生活どうなっちゃうのかっていうことで、本当に先行き見えない、不安になってらっしゃる。まさにこういう方々は国保の加入者の皆さんなわけですから。

また、非正規の方ですね、学校休校になったりとか、東大和市も公民館とか公共施設みんな臨時休館になってますけど、こういうところで働いていた方、その保障どうなっていくのかっていうこともまだはっきり見え

ない中で、この市民生活きっちり見る必要があると思うんですけども、その辺、影響を与えないと考えてるのか、値上げしようとしてるわけですから、影響与えないと考えてるのか、そこもうちょっとしっかり答弁お願いします。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 幾つか社会情勢に関するお話いただいているところではございますが、国民健康保険は7割、5割、2割の均等割軽減の制度がございまして、5割、2割の軽減につきましては、その対象も拡大されてございます。当市におきましても、この均等割軽減、4割を超える世帯が対象となっております。

全員協議会でも御説明いたしましたが、市では均等割の額を近隣市より抑えておりまして、低いほうになります。こうしたことから、所得の低い世帯へは一定程度の配慮は行っているものと考えてございます。

加えまして、市では独自に多子世帯への均等割軽減を図っております。こうしたことから、子育て世帯への配慮も行っているところでございます。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** 低所得の方だとか子育て世帯の方々に対する配慮、いろいろ当市でも努力していただいているっていうのはもちろん承知してるんですけども、それでもなお高いっていうのが私はこの国保税、本当に高過ぎるっていうのが国保税だと思うんです。

毎年お尋ねしてる事例なんですけれども、40代夫婦と子供2人、給与収入400万円の御家庭の場合で、これ1年目のときから毎年聞いてるんですけども、現在の国保税が年間幾らになるのか。また、来年度からの値上げで幾らになるか。また、計画終了後、終了年というんですかね、その2023年には幾らになると見込まれるのか、教えてください。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** お問合せのモデルケースなんですけど、夫の給与収入のみと仮定いたしまして、現行の保険税率等では41万2,900円、改定後の保険税率等といたしましては43万4,800円、令和5年度の保険税額を令和2年度の標準保険料率とした場合には48万7,500円となります。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

この計画終了後の金額については、初年度のときは46万9,900円だったんですけど、これが昨年聞いたときは48万2,700円になっていて、今聞くとこれが48万7,500円ってことで、当初の見込みよりもどんどん高くなってるわけなんですけれども、この計画、これやる前のおとしの議論では、これ毎年見直す中で小さくなる可能性もあるみたいな、そういう話もあったと思うんですけども、終了後の金額が年々高くなってる理由については市はどのように認識されてるのか、教えてください。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 標準保険料率の話になるかと思います。その標準保険料率につきましては、毎年度の納付金がベースとなっております、1人当たり納付金につきましては増額傾向となっております。

この要因といたしましては、団塊の世代が徐々に70歳以上に達し、受診時の窓口負担におきまして多くの方が2割負担となることで保険給付費の持ち出しが増となっていることが挙げられます。また、納付金のうち後期高齢者支援金分や介護納付金が平成31年度比で増となっておりますことから、こうした他制度の影響によるものもあると考えております。

一方で、国民健康保険につきましては、均等割軽減、5割、2割の軽減が対象拡大、これが続いているというところも申し添えておきます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君）　そういうふうになると、やっぱり構造的な問題があるのかなというふうにも思いますし、あと参考資料を見ますと、予算のですね、1人当たりの医療費も増えてると思いますので、そうした影響もあるのかなというふうに思うんですけども、医療費抑制の取組ですとか、先ほども質疑でいろいろ取り組んでるってこと、それは承知してるんです。それはそれですごくいいことだとは思いますが、ただどんなにやっぱり頑張っても、病気ってなるときはなるものだと私は思いますので、本当にしょっちゅう健康診断へ行って、栄養の高いもの食べて気をつけていても、やっぱり病気っていうのは私、理不尽なもので、やっぱりそれでもかかる人はかかるわけで、医療費抑制の取組ってことは大事なんですけど、それはそれで本当にやっていただきたいんですけど、この構造の問題っていうのが、国保の構造の問題をこれを何とかしないとやっぱりいけないというふうに思います。

それで、国保加入者の4割が年金生活者、無職の方ですよ。それから、3割が非正規の労働者っていうことで、ほぼ約8割ぐらいがそうした所得の低い方が占めてるわけで、そうした中、本当にそういう方々に重い負担が課せられてるっていうことが問題なんだと思います。加入者の負担能力は本当に限界を超えていると思います。消費税で打撃を受けているところにさらに新型コロナウイルスの影響も、本当にこれどうなるか分からないというところで、不測の事態だと思うんですね。

先行き見えない中で、国の締めつけがあるっていうのも十分分かってますけれども、そこで粛々と値上げを進めていくのか、ここで一旦立ち止まって市民生活支えるのかって、これは本当に市の姿勢が問われる局面だというふうに、今そういう局面だと思うんですけども、その点についての御認識を伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君）　社会状況の影響につきましては、他の被用者保険も同様でございます、その中で給与、賞与水準の高い被用者保険は多くの拠出金を負担し、その分国民健康保険に国費が充てられていることとなっておりますことから、国民健康保険につきましては財政健全化を進め、給付と負担の均衡を図っていくことが必要と考えてございます。

国民健康保険は、繰り返しになるんですけども、5割、2割の均等割軽減の対象拡大を行っております。また、市では独自に多子世帯への均等割軽減も図っておりますので、こうしたことからの配慮というのも続けていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君）　こちら繰り返しになっちゃうんですけど、やっぱりそういういろいろな低所得者への配慮されてもまだ高いっていうのが国保だと思うんです。

今本当に不測の事態に直面している中で、国保の運営基金というのが今1億9,000万円ほど積み上がってると思うんですけども、この基金の目的について、こういう基金も活用すべきじゃないかと思うんですけども、目的について、それをまず確認をさせてください。

○保険年金課長（岩野秀夫君）　基金につきましては、会計検査院の資料や当市と同規模の自治体で基金を活用している市の積立額を参照いたしまして、3億円から5億円程度積み立てたいと考えておまして、当面はこの額を目途に積立てを行うことで、他の財源に頼らない国民健康保険の運営等に活用することを想定してございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君）　当初3億円から5億円、そういう目的があってやってるっていうのはもちろん分かりますけど、ただ本当に今この不測の事態が起きてるってときに、それを使うっていう判断も私はできると思

うんですけども、本当にこれで今こんな、このような事態に値上げを行って、市は本当にそれで払えるっていうふうに、これが高くないっていう認識なのか、ちょっとそこら辺を教えていただいていた方がいいですか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） また私のほうも繰り返になってしまうんですけども、当市は近隣市に比べてまして均等割が低く抑えてるほうでございます。その上で、7割、5割、2割の均等割軽減制度や市独自の多子世帯への保険税軽減施策を実施してございます。こうした配慮の下で応分に御負担いただけるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） あまりにも市民の感覚とはかけ離れてるな、かけ離れた感覚だなというふうに思います。

同じ御答弁でしたけれども——ということは、国が進めるやり方に市は追随すると、そういうふうにやり続けるんだっていう、そういうふうに理解しましたけれども。

やっぱりこれまで市が、今もやってますけど、一般会計から繰入れを行ってるっていうのは、私は本当にすごく意義があることだというふうに思います。それが加入者の皆さんが支払う保険税を抑制してる、それでも高かったんですけども、それでも抑制をされてたわけで、やっぱりこれを続けるっていうことが私は今すごく大事だっていうふうに思います。

結局、高過ぎて、これは毎年申し上げてますけど、本当に国保税払えないって方がいっぱいいらっしゃるし、払えてもお医者さんへ行くのを抑制してるという方がいらっしゃる中で、結局こういう現在起きているこの肺炎だとか消費税だとかっていう、そういう影響いろいろありますけど、それでも淡々と計画を進めていくっていうのは、結局市民の生活を追い詰めるっていうことになりますので、私は本当にここは、もう今決断をするときじゃないかなっていうふうに思いますし、市が今、財政破綻するような状況にあるっていうならともかく、毎年10億円以上も黒字を出してますし、基金残高、今52億円あるっていう中で、一旦やっぱり国保の先ほどの基金も活用して、一旦この値上げ凍結するっていうことは私はすごく意義のあることですし、本当に命っていうのは絶対最優先で守らなきゃいけないということからも、本当に市が最後のとりでとなって、こうした市民の命と健康を守るって、そういう責任をしっかりと認識していただいて、最大限値下げの努力をしていただきたいと、これは強く要望いたします。

○委員長（実川圭子君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

○委員（大川 元君） 済みません、そうしたら、1点だけお聞きしたいんですけど、新型コロナの影響についてなんですけれども、医療機関等で私も最近ちょっと旧職場であったりとかそういったところへ行くと、患者さんの数が病棟の中で新型コロナを警戒して、その数が少なくなったりということで、目に見えて変化が表れてるんですよね。だから、患者さんが少なくなってきたりだったりとか、外来の方が少なくなってきたりとか。そうすると医療機関が、患者さんが少なくなるってなると、保険にも影響を与えるんで、そういった影響というのはまだ始めたばかりなんで全容は出てこないと思うんですけど、東大和市としてはこれからのぐらいになるかっていうことについての見通しはまだ全然立ってないんですかね。それについてちょっとお聞かせください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 実際コロナウイルスに関するところに特化した情報というのをつかみ切れてないところがございますので、今後の動向を注視していくことになるかというふうに考えてございます。

以上でございます。



○委員長（実川圭子君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） 今質疑で様々御答弁いただきましたけれども、この答申——東大和市国民健康保険運営協議会の答申でも、今回の改定に関しては、市から、新たな補助金の活用や保険税率改定、積算上の収納率の見直しにより6,400万円程度の赤字補填繰入れの削減を図っているという旨の説明があったと。このことにより改定率が5.45%に抑えることができたということですが、やはりこれを評価するというふうにあります。

その中で、先ほど新たな取組ということでレセプトデータを活用したということもありますけれども、さらにこういった部分で市民に、保健の事業のお薬カレンダーだとか残薬バッグの活用ということを最適化する取組を評価をしてるということですが、やはりこれに関しては、私は強く市民の皆様に様々な取組をさらに強化をしていただいて、やはりこの改定については、私自身は賛同はいたしますけれども、より市民に対して抑制を図った取組をぜひしていただきたいなと私は要望しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（実川圭子君） ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 第14号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。

東大和市は、国民健康保険特別会計に対する一般会計からの繰入れを6年間かけて解消する計画を進めており、来年度はその3年目に当たります。加入者にとってみれば、6年間連続で毎年値上げが行われる計画であり、ただでさえ高額だった国保税が毎年値上げされることにより、年金生活者や非正規雇用の方々など所得の低い方が多くを占める国保加入者の生活は圧迫され、結果、重症化して初めて病院に運ばれる、時には命を落とすというケースが実際に起きています。

国は、一般会計からの繰入れを赤字と位置づけ、自治体に対し解消を迫るとともに、来年度からはペナルティーさえ課すとしています。しかし、この一般会計からの繰入れがこれまで加入者に対する負担軽減の役割を果たしてきたことを考えれば、市は国の言いなりになるのではなく、国に対しては十分な財政責任を果たすことを求めるとともに、実現するまでの間は繰入れを続け、市民の命と健康を守るべきだと考えます。

特に昨年10月からの消費税増税や、今まさに直面している新型肺炎の影響でフリーランスや自営業の方、非正規で働くの方々など国保加入者の方々は突然収入が途絶えるなど、窮地に立たされています。いつ収束するかも不透明な中、政府の収入補償も十分でなく、生活を立て直す見通しも立たない状態です。こうした加入者の方々が置かれている困難を直視することなく、粛々と値上げの計画を進めてしまえば、文字どおり、加入者の

方々の命と健康を脅かすことにつながります。今こそ国民健康保険運営基金に積み上がった1億9,000万円も活用し、約7,000万円を一般会計から繰り入れれば、1人1万円の値下げも可能です。

6年連続値上げの計画がスタートする前、市の一般会計からの繰入れは、直近の3年間平均でおよそ7億7,000万円という金額でした。大きな金額であることは確かですが、それでも市民の命には代えられません。住民福祉の増進を図るという自治体の基本的役割を果たすため、値上げは中止し、引下げをすることを最大限努めることを強く求めて、反対討論といたします。

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第14号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（実川圭子君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○委員長（実川圭子君） 次に、2第3号陳情 国民健康保険税の値上げを行わず、引き下げるよう求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたします。

○議会事務局次長（並木俊則君） 2第3号陳情 国民健康保険税の値上げを行わず、引き下げるよう求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（実川圭子君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（森田博之君） 陳情の中で、東大和市国民健康保険税は、サラリーマンの加入する協会けんぽと比べて2倍もの重い負担となっていると述べられております。どうしてこのような負担の差が生じているのでしょうか。よろしく願います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） サラリーマンの加入する被用者保険につきましては、協会けんぽと組合健保がございます。厚生労働省の資料によりますと、その保険料の負担率を見ますと、協会けんぽが7.5%、組合健保が5.8%、対して国民健康保険が10%程度でありますことから、協会けんぽとは1.3倍、組合健保とは1.7倍の差があるものと認識してございます。

国民健康保険と他の被用者保険とでは、制度における公費負担の在り方や事業主負担の財源の有無、加入されていらっしゃる方の年齢層や所得水準、医療費の水準が異なっております。それぞれの制度の仕組みの中で加入者の実情に応じた保険料となっているものと認識しております。

国民健康保険制度は、加入者の年齢層が高く、1人当たりの所得水準が低い一方で、医療水準が高い等の構造的な問題があり、その解決のために平成30年度から国民健康保険の制度改革が行われているところでありま

す。

国民健康保険の制度改革では、国として3,400億円もの公費が投入されております。この中には後期高齢者支援金算定における全面総報酬割の仕組みの導入によりまして、給与や賞与水準の高い被用者保険が多くの負担金を拠出することで生じた国費による財政支援も含まれているところでございます。

国民健康保険は、制度といたしまして7割、5割、2割の均等割の軽減も行われており、市におきましては4割を超える世帯がこの均等割軽減の対象となっているところで、低所得者への配慮も行われているところと考えてございます。

以上でございます。

○委員（森田博之君） 制度については分かりました。

特徴として、年齢層が高い、それから所得水準が低いとか医療費の水準も高いということが主な仕組みの特徴かというふうに思っております。

また、低所得者の対策として、4割を超える世帯が対象となっていて、軽減の対象となっているというのは分かりました。

もう一つ、陳情では、昨年10月の消費税10%への……市民の暮らしが一層厳しくなっているとあります。その中で、市として保険税抑制に向けてどのような努力をされているのでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 消費税率改定の影響につきましては、国による軽減税率制度やプレミアム付商品券事業の実施によりまして消費者の負担軽減が図られているものと認識しております。

その中で国民健康保険といたしましては、東京都の補助金の算定基準見直しによって3,000万円を活用いたしまして、また保険税率改定積算上の収納率、これを高めることで約3,400万円の効果を見込み、保険税率等の抑制を図ってるところでございます。

併せて、従前より実施しておりますレセプトデータを活用した保健事業等による医療費適正化の取組を継続させ、またこれらの取組によって得られる保険者努力支援制度の交付金を保険税の抑制に活用してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（森田博之君） もう1点お願いします。

陳情では、値下げに転じるべきとありますけども、仮に保険税を値下げした場合、どのような影響が考えられるのでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 保険税を値下げするためには、その分一般会計からの赤字補填繰入れを増額させる必要がございます。このことは、国民健康保険に加入していない方の市税投入が増えることになりまして、市における他の事業への影響も生じることとなります。また、赤字補填繰入れの解消を行わないことで、保険者努力支援制度の交付金が減額されることにもなります。

こうしたことは、国民健康保険制度における給付と負担が不明確となりまして、国民健康保険財政を脆弱な状態に戻すことにつながりますので、国民健康保険の安定的な運営に資することにならないと、このように考えてございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 今いろいろまた質疑等、答弁聞いてまして、国から赤字解消するように言われてる、保険者支援のそういうところにも影響ある。

それはよく分かるんですけども、ただ国のやり方でこれからもやっていって、国保の構造的な問題があるっていう話も今ありましたけれども、そういうものの解決にならないんじゃないかと私は思うんですけども、やっぱり全国知事会なんかはこの国保の構造そのものに問題があるっていうことで、国の国庫補助が少な過ぎるっていうことで公費1兆円負担しろっていう話も、そういう要求もしてますけど、その国保の構造そのものに対して、今陳情でもありますが、所得の一番低い人たちが一番高い保険税を払わなきゃいけないって、それが国保ですよ。そこを正さないと、幾ら、いろいろ努力されてるのは分かるんですけど、そういうことされても結局、実際は保険税高くなってるわけで、もう払い切れない、負担能力をはるかに超える保険税がさらに高くなってるっていう状況になってるわけで、今国がやってるこの赤字解消しろっていう、そういうことに対して市がどういうふう、仕方なく従ってるのか、やっぱり構造、国保の制度そのものをやっぱり変えなきゃいけないというふう、思ってるけど、仕方なくやってるのか。ちょっとその辺りどういうふう、思ってるのかを、私はちょっときちんと認識を知りたいんですけども。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 現行制度の中で国民健康保険、制度改革を進められてるところではございますが、その中では、これは繰り返になってしまうんですけども、他の被用者保険からの拠出金負担増に伴います国費の投入が行われてること、また現行一般会計からの赤字補填繰入れが行われていることによりまして、国民健康保険、加入されてらっしゃらない方の市税が投入されてること。これらのことを鑑みますと、給付と負担の均衡を図るためにも国民健康保険は財政健全化が必要というふう、考えてございますので、計画に基づいて、それについて取り組んでるところでございます。

ただ一方で、東京都市長会を通じて国費の財源の拡充というのは、東京都を通じてこちらとしても求めてるところでございますので、こちらについての取組、要望につきましても、引き続き求めていきたいというふう、考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 財政健全化するのはもちろんすごい大事なことなので、構造そのものが、国保の構造おかしいので、市長会を通じて国費については要望されてる、それはもちろん続けていただきたいと思うんですけど、ただ今現在は国費が十分でないために足りない分を、今までは市が一般会計から繰入れしてたと。それをやめろって言われてるのでやめると。そうすると、その分は一番所得の低い人たちがそれを負う、それを払うっていうことになってるわけで、それがこんな不公平なことはないと思うんですけど、今の御答弁だと、市は国のやり方に追随するんだなっていうことがよく分かりましたけど。

やっぱり、この不公平を正すことが私は政治の役割じゃないかというふう、思うんですけど……どうですかね。それだけ最後、ちょっと教えていただけますか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 市といたしましても、保険税急増の抑制に向けた取組といたしまして、収納率の見直しを行うですとか、交付金の獲得に様々な形で取り組んでるところでございます。

また、医療費の適正化というのも続けてるところでございます、そうした長期的な観点からでも保険税急増に市として取り組んでるところではございます。

以上でございます。

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

**○委員（上林真佐恵君）** 条例のほうでも先ほど来申し上げてますけど、まず構造的に問題があると。一番所得の低い人たち、医療費が一番かかる人たちに一番高い保険税がかかっているというのが今の現状だというふうに私は思います。

さらに消費税の影響があって、市民生活厳しくなってる中で、先ほど答申の話もありましたけど、あれ2月、まだ新型コロナの影響、そこまでなってないときにそういう答申出されて、ただ1か月たって、今本当に新型コロナウイルスの影響、日本経済そのものが、世界もですけど、先行き不透明になってるっていうところで、本当に市内でも、年金生活者の方はもちろんですけど、先ほども言ったように音楽家の方や、そういうフリーランスの方、あと飲食関係もですけど、お花屋さんなんか卒業式縮小されて大変売上げ減ってるんだみたいな、ちょっと例年より注文減ってるっていうようなお話も伺いました。

こういう不測の本当事態が起きてるんですから、ここはやっぱり値上げ凍結するべきだと、私は繰り返し申し上げたいと思います。

制度を安定的に運営するのは当然必要なんですけど、結局それで保険税高過ぎて、市民の少ない方が必要な医療を受けられない、重症化するまで病院へ行けないみたいなことにもなっていて、本末転倒になってるわけですよ。

実際、年金生活者の方とか非正規の方とか、そういう方たちが納める保険税だけではもともと維持できない制度なので、これは本当に国の、赤字になるのは当然の制度なので、本当に国の財政、十分に財政責任果たすということは必要なんですけど、ただ現在国が十分に果たしていないっていうそういう現状で、さらに国は市に対しても一般会計の繰入れやめろって言ってるわけで、やっぱり構造そのものを変えてかないと、国保って本当に運営していけないのかなっていうふうに思うわけなんですけど。

ただここで市が国のやり方に追随するのか、ここで一旦立ち止まって最後のとりでとなって市民の命を守るのかがとて問われてるとこなので、私は先ほども言ったように、基金もありますし——国保の運営基金もありますし、市の全体的な基金もありますし、黒字も出している。そういうところから考えれば、決して不可能ではないと思いますので、議会としてもこの陳情を採択して、市を後押しするべきだというふうに思います。

以上です。

**○委員長（実川圭子君）** ほかにございますか。

**○委員（木戸岡秀彦君）** この陳情に関しては、値上げを中止して引下げに転じるべきであるということですけども、先ほども赤字解消に取組をしなければ、やはり一般会計の増額という部分で市の財政を圧迫することになると思うんですね。

今後そういうことになると、やはり市民の負担も増すと私は考えられると思います。やはり今回の国民健康保険税の赤字解消の取組に関しては、持続可能な制度にしていくためには必要ではないかと考えております。

この東大和市においても、先ほども私もお話をさせていただきましたけども、低所得者に配慮した所得水準に応じた均等割、7割、5割、2割の軽減措置制度が設けられております。また、多子世帯への軽減を設けて、また国民健康保険税急増の抑制の取組として、先ほど質疑で様々な施策について実施をしているということで負担の軽減に取り組んでると思います。

次年度も引き続き、やはり市民が安心して医療が受けられるように、被保険者の負担が軽減できるように、さらに知恵を絞りながら、医療費抑制の取組をぜひ強化をしていただきたいと思います。

私は、よってこの引下げに転じるべきという陳情ですけども、これ反対をするものであります。

以上です。

○委員長（実川圭子君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

2第3号陳情 国民健康保険税の値上げを行わず、引き下げるよう求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（実川圭子君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

---

午前10時21分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（実川圭子君） 次に、2第1号陳情 東大和市手話言語条例に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 2第1号陳情 東大和市手話言語条例に関する陳情

〔朗 読〕

○委員長（実川圭子君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

まず1点目は、そもそも手話言語条例というものはどういうものなのか、お伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者権利条約や障害者基本法で障害者に保障するコミュニケーションとしての言語に手話を含むとされたことを受けて、手話を使う市民のために自治体が手話の普及や手話を使いやすい環境を整備することに努めることなどを規定するものであると認識しております。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 次に、当市の聴覚障害者の登録者数及び対象者の条件についてお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 当市の聴覚障害者の状況でございますが、令和2年3月1日現在で、身体障害

者手帳所持者2,646人の中293人が聴覚障害による手帳所持者です。このうち障害が重い1級、2級の方が64人、中程度の3、4級が85人、軽度の5、6級が144人となっております。

年齢別では、18歳未満の児童が9人、18歳以上65歳未満が46人、65歳以上の高齢者が238人ということで、高齢に伴う難聴で手帳を取得する方が増えているという状況であります。

対象者の条件につきましては、両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上の音でなければ聞き取れないということとされておりまして、具体的には40センチ以上の距離で発声された会話を理解し得ない程度の状態であるということでもあります。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 私もよく聞くんですが、高齢者が今どんどん難聴が増えてきているということで、結構会話に困っているということも聞きますけれども、分かればいいんですけども、身障者が2,646人のうち293人ということですけども、この割合っていうのは多いほうなんですかね、他市に比べて。ある程度割合は、分かる範囲で結構です。

○障害福祉課長（小川則之君） 聴覚障害者の割合について他市と比較したことはちょっとございませんが、近年の傾向としては、高齢に伴う難聴で聴覚障害での手帳を取得するという方が増えているという状況がございます。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

次に、市としての条例に対する認識はどのように持たれてるのか、お伺いしたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 手話言語につきましては、現在国におきまして手話言語法の制定の動きがございます。市といたしましては、この法律により基本理念や施策の枠組み等が規定され、その上で市が果たすべき役割について規定する条例など、こういったものを検討する必要があるとの認識でございます。

この国の手話言語法制定の動向は注視していきたいというふうに考えておりますことから、そういったことで若干時間などは必要になるかなというふうには思っております。

また、手話を使う方だけではなくて、意思疎通が困難な障害者全てのコミュニケーションにつきまして理解や普及を図り、環境づくりを推進する必要があると、このように認識しております。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 分かりました。

実際には条例にするには検討する必要があるということですけども、現状、手話言語条例を制定してる他の自治体の状況、また多摩地区の26市町村の状況について分かればお伺いしたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 全日本ろうあ連盟のホームページからの資料でございますが、令和2年1月末現在、手話言語条例だけでなく、情報・コミュニケーション保障のための条例も含めると、27道府県8区221市44町1村、合計301の自治体で条例が制定されております。

東京都下の自治体で申し上げますと、区部において8区で制定をされておりますが、多摩地区の26市においては手話言語条例という形での制定はございません。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 都内では8区で、26市、多摩地区では制定はないということでしたけども、条例を制定することによってどのような効果が期待されるのか、お伺いしたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 先ほど課長のほうから他の自治体の状況等御説明を申し上げましたけども、制定をされてる自治体の条例などを見てみまして、また施策等を少し見させていただいております。

手話に関する理解促進ですとか手話の普及、手話を使いやすい環境整備につきまして、自治体、住民、事業者それぞれの責務を規定しているような条例が多々ございます。そういったことから、自治体はもとより、住民や事業者の手話についての意識が高まり、手話を使いやすい環境の整備が進むと、このように期待をしているところがございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） それでは、2点ほどお聞きしたいと思います。

まずは、耳に障害を持った方のコミュニケーションの手段といたしまして、手話の必要性は大変よく理解できるところであります。ほかの障害を持った方に対するコミュニケーションを取る方法など、必要については市はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○福祉部長（田口茂夫君） 市といたしましては、障害者基本法に、全ての障害者は、可能な限り、手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること、このように規定されていることから、全ての障害を有する方に対しまして、コミュニケーションの手段の確保については様々な手法もございますけども、こういった対応が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） 確かにコミュニケーションのツールとしては手話に限ったことじゃなくて、大分ほかの市の条例なんかもお伺いしますと、コミュニケーションツールとしていろんな条例の中に含まれている部分があると思うんですね、手話に限ったことじゃないという市も多々あることも現実であります。

次に、心身の機能障害も様々でありますけれども、生活を送る上でのコミュニケーションを取ることは等しくあるべきだというふうに考えます。

では、東大和市は都民でもありますけれども、東京都ではどのような状況になっておるのか、まずお伺いしたいのと、ちょっとこれは先ほどの木戸岡委員とも重複してしまいますけど、多摩地域の状況も教えていただければと思います。よろしくお伺いいたします。

○障害福祉課長（小川則之君） 東京都におきましては、平成30年10月に障害者差別解消法を踏まえた条例として、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を施行しております。

この条例におきましても、前文において、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとしており、条文の中では情報保障の推進として、手話、筆談、点字、拡大文字、読上げなどの保障をすることが掲げられてあり、さらに言語としての手話の普及が規定されております。

次に、多摩地域の状況であります。立川市など5市がこれに類似する条例を制定しておりますけども、いずれも手話言語に特化したというものではなく、東京都と同様に差別解消を主な内容とした条例となっているという状況であります。

以上です。

○委員（森田博之君） 陳情者の言うとおりの、日本は、2006年12月、国連で障害者の権利に関する条約を採択して、その後、2014年1月に批准したわけですけども、市はその後どのような取組を行ってきたのか、聞かせ



てください。

○障害福祉課長（小川則之君） 市における聴覚障害者へのコミュニケーション支援といたしまして、1つは手話通訳者または要約筆記者を派遣する手話通訳者等派遣事業、次に手話に親しむ市民を増やすための手話講習会、3番目に手話通訳者の養成のための養成講座及び登録審査、それから市役所等での手続を支援するための手話通訳者設置事業を実施しております。

また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供の推進として、市主催事業の手話通訳者の配置、それから市役所の窓口ですとか施設の窓口におきまして筆談ボードの設置というようなことに取り組んでおります。

以上です。

○委員（森田博之君） そのような取組を行っている中で、市民から寄せられてる声などはありますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 毎年、市内の聴覚障害者の団体とそれから手話通訳者の会からの連名で要望書というものを頂いております。その中で要望事項といたしましては、今申し上げた手話講習会の内容の充実ですとか、手話通訳者養成の講座の回数が増等について、それから手話通訳者の派遣の費用、その増額等の要望を頂いております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 今いろいろ皆さんの質疑等聞いていて、市も必要性に対しては認識されているっていうことが確認されて、これまでも障害者差別解消法に基づいて、市でも様々取組を行ってきたっていうことも分かりました。

ちょっと聞きたいのは、災害時、例えば避難所とかで、テレビは今結構津波とかすぐ目で見分けるようになってたりとか、情報を得やすいかなと思うんですけど、例えば聴覚障害の方が避難所に行かれて、そういうところですぐ情報が分かるようなそういう辺りどうなってるのかとか、あと学校でどういう取組があるのかとか、その辺りをちょっと聞かせていただければと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 災害時に関しましては、委員がおっしゃったとおり、避難所において様々な情報が出ますけれども、それについて聴覚障害の方でも情報が得られるようなというような配慮を避難所ですというようなことも含めて、防災計画の中で聴覚障害の方への配慮というところを定めているところであります。

次に、学校についてですけども、ちょっと学校教育の中での取組というところは把握してないところもございしますが、聴覚障害者の団体の皆さんから伺った中では、学校の総合学習等の中で手話について学びたいという要望が年に何回かあって、その要請に応じて手話の講習的なことを授業の中ですするというようなことも取り組んでいらっしゃるというふうにご伺っております。

以上です。

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） まず初めに、先週、3月6日の日に陳情者と正副委員長で面談をさせていただきました。その報告を少しさせていただきたいんですけども、この陳情者に関しては、手話は言語であるとの認識の下に手話への理解と促進をということで、人権としての条例ということで検討委員会をぜひ当事者を入れて立

ち上げていただきたいという要望と、あと先ほど条例によりどのような効果が期待できるかということで質疑をさせていただきましたけども、条例を制定するっていうことで情報提供ができやすくなって、学校での学習がしやすくなるという話がありました。

先ほど学校での依頼があると、1時間ほど手話に対しての講習を行うということで、依頼が何件かあるそうです。それが積極的に行えるようになるという話がありました。

あと、この陳情書の中では、やはり多摩地区のことを確認をさせていただいたんですけども、先ほど差別解消法ということで5市という話でしたけれども、多摩市に関しては手話言語のプロジェクトを立ち上げてるといってお話もありました。

それと、1つ要望としては、手話の体験講座とか、音のない世界を知ろうということで今実施してますけども、ぜひ皆さん参加をしていただきたいということがございました。これに関しては報告をさせていただきますと思います。

今回の陳情ですけども、手話言語条例を制定していただきたいという条例ですけども、私ども公明党会派としても、毎年市長に対して予算要望をしてる中で、その中で手話言語条例を制定して、手話の総合的な支援の充実について要望をしております。

全国で言語条例が進む中で、先ほど答弁でありましたけれども、東京では8区、多摩地区ではまだ制定しているところはないということでありました。この機会に手話言語に対する理解を深めて、やはり各自治体の条例の内容とか取組とか効果等を調査し研究をする、私は必要であるのではないかと考えております。

福祉を前に進めていくためにも、多摩地区初の条例として進めていくべきだと考えております。その意味では陳情には賛成をいたします。

私も幾つか自治体の条例を見ましたけれども、基本的な条文だけのものと、分かりやすく説明してあるものと様々、手話言語条例の中には障害者のコミュニケーションという部分もありますけども、手話言語条例について他の自治体の事情を見ても、私はコミュニティーもこれ含まれてると感じております。そういった意味では、今後やっぱり進めていく上では採択をして、ぜひ委員会として所管事務調査を行って調査をしていくべきではないかと考えております。

以上です。

**○委員（上林真佐恵君）** 私も他市の制定された条例とかいろいろ、全部じゃないですけど、何件か見たんですけど、結構内容いろいろ特色ありまして、全日本ろうあ……先ほどおっしゃっていた団体の方々が制定の何か結構枠組みみたいなもの、条例の枠組みなんかも作ってらっしゃるみたいなんですけど、結構そのとおりでもなくて、割とそのまちの特色生かしたような条例、結構皆さん作られてるんだなっていうふうに思いまして、それを考えますと、やっぱり先ほど検討委員会作ってほしいって御要望もあつたってことありましたが、陳情者の方、今すぐ具体的にこういうものを作ってほしいっていう要望でもないんで、これから検討委員会立ち上げて、この当事者の方の皆さんのお話をきちんと聞きながら条例作ってくることが大事ななというふうに思います。

市でも手話に関する取り組み、様々されてるってことも分かったんですけど、やっぱり学校の中でのお子さんに対する取組ですとか、まだまだやっぱり進めて……手話が言語の1つっていうふうに考えると、やっぱりまだまだ本当に我々がしゃべってるこの言語と手話っていうの、同じかっていうと、まだまだやっぱり違くなっていうふうに思いますので、この手話が言語の1つっていうふうにきちんと認識されてどこでも使いやす

くなるためには、国のほうでも我々も手話言語法案、情報コミュニケーション法案っていうことで、他の会派の皆さんとそういうものを共同提出したりしてますけど、自治体のほうでもやっぱりこういう条例つくって進めて、この陳情採択してですね、条例制定の後押しをするべきだというふうに思います。

コミュニケーション法案、条例っていうかね、そういうのもあるということですけど、この手話言語法案と別にやるのか、さっき他市のを見ると、両方、手話言語・情報コミュニケーション条例みたいな感じでやってる自治体もあって、その辺は別に今ここでどっちかって決めてやるようなものでもないのかなというふうに、今この陳情者の方がおっしゃってるように、まずこの手話言語条例制定して、その後ってことでもいいかもしれないし、検討委員会立ち上げる中でどういう議論が起こってくるか分からないですけども、その辺は柔軟に当市の特色を生かして対応できるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） この陳情には賛成ということであります。

ただ、私たち会派としては、やっぱり先ほど市のほうからもいろいろちょっと質問させていただいたんですけども、コミュニケーションの手段としてこれからいろんな形のものがたくさんあると思うんですよね。ですからそういうものをある程度網羅した上、それも含めた上で、やっぱりこういうことをしていくというのがまず大切なことなのかなというふうに思います。

それから、今まで委員会というか、そういう検討もって言いましたけど、それはまた先々のこととして取りあえず今回の話。

それともう一つは、先ほど副委員長さんの木戸岡さんが言われましたけど、正副でお会いされたということは、今回こういう緊急な事態もいろいろありましたけども、会の前とかに、例えば協議会でも開いてそういう話をさせていただくとか、そういう内容をこの場にきて話をされても、ちょっとどうかなと思いますので、ぜひ、例えば正副で協議会でも最初に開いていただいて、実はうちの会派でも、お会いされたのかなどうかな、どういうふうになってるのかなと、実はこの陳情文書の中だけではちょっと把握し切れない部分もあったので、どうされたのかなというふうな心配をうちの会派でもしてたんですね。

ですから、そういうことで、もし2人でね、緊急の場合だからと思って、うちの会派ではそういうことをちょっとあれしてたんですけども、お会いになったならお会いになったということで、例えばこの会を、委員会を開く前に事前にそういう内容の話も聞かせていただいたほうがよろしかったかなと思って、ちょっと苦言を呈させていただきます。

以上です。

○委員長（実川圭子君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

2第1号陳情 東大和市手話言語条例に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（実川圭子君） 起立全員。

よって、本件を採択と決します。

---

○委員長（実川圭子君） これをもって令和2年第2回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前10時45分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 実 川 圭 子